

令和6年度京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務委託募集要項  
(公募型プロポーザル)

1 業務名称

令和6年度京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 目的と概要

京橋駅周辺地域は、梅田、難波、天王寺に次ぐ大阪東部の主要ターミナル駅であり、大阪城公園や大阪ビジネスパーク駅周辺地区といった観光、ビジネス拠点とも隣接するポテンシャルの高い地域である。

こうした中、平成29年8月には都市再生緊急整備地域に指定され、ターミナル駅にふさわしい複合的な都市機能の集積や交通結節機能の強化、歩行者ネットワークの向上等が求められているほか、隣接地域では令和2年9月に森之宮周辺が都市再生緊急整備地域に拡大指定され、新大学を先導役としたイノベーションコアの拠点形成が進んでいる。さらに、令和4年1月にはNTT西日本新本社が移転し、令和4年3月にはオープンイノベーション施設「QUINTBRIDGE」が開業した。また、令和4年12月には「大阪のまちづくりグランドデザイン」が策定され、京橋及び大阪ビジネスパーク駅周辺における魅力ある複合的な国際拠点形成を推進し、観光・文化・学術・産業の融合エリアの形成をめざすこととなった。

上記の流れを踏まえ、令和5年度に第1回京橋駅周辺地域部会（以下、京橋部会）を開催し、令和6年度にまちづくり方針案（コンセプト、基盤整備、ソフトの取組案等）をとりまとめることとなった。第1回京橋部会の出席者からは、京橋のまちづくりに必要な具体的な都市機能をまちづくり方針で示す必要がある等の意見があった。また、まちづくり方針とりまとめ後には、コンセプトの実現に向けた基盤整備の実施検討や公共空間等の活用によるソフトの取組を進める必要がある。

そこで、本業務では、まちづくり方針案のとりまとめ、コンセプトの実現に向けた都市機能の検討、さらにまちづくり方針の項目である基盤整備・ソフトの取組の検討を行う。

(参考)・都市再生緊急整備地域大阪城公園周辺地域

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000148938.html>

・第1回京橋駅周辺地域部会

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000611311.html>

(2) 業務内容

調査、検討項目は以下のとおりとし、本市と協議して決定すること。

なお、本業務における検討範囲とアーバン・プロムナードについては別紙1に示す範囲とする。

1) まちづくり方針案のとりまとめ

- ・京橋のまちづくりに必要な具体的な都市機能の検討を行い、それに必要な京橋の特徴を捉えるための基礎調査を行うこと。
- ・第1回京橋部会での議論や上記基礎調査を踏まえて本市から提供するまちづくり方針素案における「4つの方針」「コンセプト図」「基盤整備方針の図」「まちのストーリー」の修正や再整理、深度化を行うこと。

- ・ 令和6年度夏頃を予定している第2回京橋部会にて議論された内容を踏まえて、本市から提供するまちづくり方針素案に不足している項目や深度化すべき項目について適宜追記すること。
- 2) アーバン・プロムナードを中心とした基盤整備に関する検討
- ・ アーバン・プロムナードの整備に向けた前提・必要性の整理を行うこと。
  - ・ アーバン・プロムナードの計画範囲がわかる従前従後の図（縮尺：1/2500以上）を作成すること。
  - ・ アーバン・プロムナードの詳細がわかる標準横断図、縦断図、詳細平面図（縮尺1/500~1/1000程度）、字界図（縮尺：1/2500以上）を作成すること。
  - ・ 本市から提供する資料を基に、アーバン・プロムナードに関する広場面積算定根拠・交通動線図・駅勢圏図等の資料を作成すること。
  - ・ 過年度に本市が調査・検討した交通量調査結果等を基に、アーバン・プロムナードに関する歩行者の新たなネットワークとして必要な幅員等を検討すること。
  - ・ アーバン・プロムナードの整備に向けた手続きの流れを踏まえて、今後必要となる検討項目の整理を行うこと。
  - ・ まちづくりのスケジュールに合わせた基盤整備全体の事業スキームの整理を行うこと。
  - ・ 上記検討や関係者との協議状況、まちづくり方針案を踏まえ、本市が提供する基盤整備案を適宜修正すること。
- 3) 民間事業者等との調整補助
- ・ 過年度の民間の空地等を含め公共空間等を活用したまちづくり活動の企画案を基に、その実施に向けた関係者との調整用資料を作成すること。
  - ・ 民間事業者等との調整に向けて、必要に応じて事例調査を行うこと。
  - ・ 民間事業者等との打ち合わせにおいて議事録を作成すること。
- 4) 関係者会議の開催補助（関係者会議1回・京橋部会1回の想定）
- ・ 開催する関係者会議等に必要な会議資料・説明資料を作成すること。
  - ・ 資料の印刷（1回あたり最大80部：原則フルカラー）（印刷後の資料は本市の指定する場所に持参または郵送等すること）を行うこと。
  - ・ 会議録の作成を行うこと。

### 3 契約条件等に関する事項

#### (1) 予算規模（契約上限額）

金8,008,000円（消費税及び地方消費税を含む）

#### (2) 費用支払

契約期間内に成果品が納品された後、本市による内容の検査を経て、契約金額を支払うものとする。

#### (3) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

#### (4) 業務委託契約書

別添「業務委託契約書（案）」参照

※「業務委託契約書（案）」は現時点での案であり、今後変更となる場合がある。

※「業務委託契約書（案）」にある「設計図書（仕様書等）」は、本要領の記載内容及び受託者の提案内容等を踏まえて、今後作成する。

#### (5) 業務報告書等の作成

##### ①業務の着手時に提出する書類

- ・業務着手通知書（1部）
- ・業務実施計画書及び行程表（1部）
- ・管理技術者通知書（1部）

##### ②業務の実施中に提出する書類

- ・業務打合せ書（1部 必要に応じて、随時）
- ・貸与品借用書、返納書（1部 必要に応じて、随時）

##### ③業務完了時に提出する書類

- ・業務完了通知書（1部）
- ・納品書（1部）

##### ④成果品

- ・報告書（4部）
- ・報告書概要（4部）  
（報告書の概要をA4またはA3判2～3枚程度にまとめたもの）
- ・その他、業務によって得られた資料一式
- ・上記の電子データ CD-ROM（4部）

※文章、表及び数値データ、図等は、基本的にはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint、複雑な図面類については、Illustrator、shape形式等で作成することを標準とし、これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※外観からタイトル・内容等がわかるようにすること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウイルスソフト並びにウイルスチェックの日付をCD-ROMに記入すること

※成果品については、できる限り再生紙を使用すること。

#### (6) 契約期間

契約日から令和7年3月21日（金）

## 4 再委託等の禁止

(1) 業務等の全部を一括して、または次の主たる部分を第三者に再委託することはできない。

(主たる部分)

・委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

- (2) コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、大阪市の承諾を必要としない。
- (3) 前記(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により大阪市の承諾を得なければならない。  
なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。
- (4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式もしくはプロポーザル方式で受注者を選定したときはこの限りではない。
- (5) 業務を再委託に付する場合、書面により再委託の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。なお、再委託の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

## 5 応募資格

次に掲げる要件の全てに該当し、本市の参加資格審査において、その資格を認められた者は、プロポーザルに参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加申請書等の交付期限から審査結果通知日までの間のいずれの日においても、大阪市競争入札参加停止措置要綱(平成7年4月1日制定)の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱(平成23年9月1日制定)に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- (4) 大阪市入札参加有資格者名簿(測量・建設コンサルタント等)にて種目「500:建設コンサルタント(業務種別)511:都市計画及び地方計画(登録部門等)」で入札参加資格を有していること。(共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体の構成員代表者が入札参加資格を有していること。)
- (5) 共同企業体での参加を希望する場合は、業務委託特別共同企業体結成届および業務委託特別共同企業体協定書の写しを提出すること。ただし、共同企業体を構成している構成員は他に構成する共同企業体または単体で参加することはできない。
- (6) 関係会社の参加制限  
当該プロポーザルに参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1者しか参加できないものとする。
  - ① 親会社と子会社(会社法第2条第3号及び第4号の規定による親会社及び子会社。以

下同じ)の関係にある場合。ただし、子会社が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下、更生会社という)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。ただし、子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

③ 一方の会社の役員が、他方の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が、更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。

## 6 スケジュール

・ 公募開始	令和6年6月24日(月)
・ 参加申請関係書類の提出期限	7月4日(木)
・ 参加資格決定通知	7月5日(金)
・ 質問受付締切	
参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項	7月1日(月)
提案書に関する事項	7月17日(水)
・ 企画提案書の提出期限	7月24日(水)
・ プレゼンテーション	7月29日(月)
・ 選定結果通知	8月1日(木)
・ 契約締結・事業開始	8月中旬頃
・ 事業完了	令和7年3月21日(金)

## 7 受託者の選定にあたっての手續き等に関する事項

### (1) 書類の交付

#### ① 交付書類

- (ア) 公募型プロポーザル実施要領(本文書)
- (イ) 業務委託契約書
- (ウ) 参加申請書
- (エ) 誓約書
- (オ) 業務委託特別共同企業体結成届
- (カ) 業務委託特別共同企業体協定書(例)
- (キ) 提案書の作成について
- (ク) 提案書(様式1-様式5)

#### ② 交付書類交付期間

令和6年6月24日(月)から令和6年7月4日(木)まで

(本庁開庁日 午前9時～午後5時30分(午後0時15分～午後1時を除く))

#### ③ 交付書類交付場所等

- ・ 〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課
- ・ 大阪市ホームページ  
掲載ページ(予定):「産業・ビジネス」>「入札契約情報」>

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」>

「プロポーザル方式等発注案件」>

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

## (2) 参加申請書及び参加資格審査資料による提案書提出者の決定

当該プロポーザル方式による受託者選定手続きへの参加を希望する者は、次のとおり、参加申請書等を提出すること。

### ①提出書類

「7（1）①交付書類」のうち（ウ）～（カ）を提出すること。

- ・（オ）、（カ）は業務委託特別共同企業体を結成する場合のみ提出すること。
- ・（カ）については交付書類を基に作成した協定書の写しを提出すること。
- ・記入に当たっては、「5 応募資格」を参照すること。

### ②提出部数

正1部

### ③提出期間

令和6年6月24日（月）～令和6年7月4日（木）午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

### ④提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

### ⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）

令和6年7月5日（金）

## (3) 委託事業者の決定

「7（2）⑤提案書の提出者決定・非決定通知日（予定）」において提案書提出者として本市より通知された者は、次のとおり、提案書等の提出、プレゼンテーションを行うこと。

### ①提出書類

「7（1）①交付書類」のうち（ク）及び「7（3）⑤プレゼンテーション」に定めたプレゼンテーション当日に使用するプレゼンテーション資料を提出すること。

### ②提出部数

9部（正1部、写し5部、審査用3部）（クリップ止めとし、製本はしないこと）

※提案書及びプレゼンテーション資料の電子データ一式を保存しCD-ROMを併せて提出すること。

※提出する電子データは、コンピュータウイルスによるデータの紛失や改ざん及び外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止するため、ウイルスチェックを行うこと。使用したウィルスソフト並びにウイルスチェックの日付をCD-ROMに記入すること。

※電子データについてはMicrosoft Office Word、Excel、PowerPoint を使用して作成すること。これらによらない場合は、本市と協議の上使用ソフトを決定すること。

※審査用3部は、正の資料から提案書提出者が特定される情報（会社名等）を削除（黒塗りなどの加工を行ったもの）した資料とする。

### ③提出期間

令和6年7月9日（火）～7月24日（水）午後5時30分（必着）  
（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

### ④提出場所

〒530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号  
大阪市役所 本庁舎7階 計画調整局開発調整部開発計画課

### ⑤プレゼンテーション

提出した提案書及びプレゼンテーション資料をもとに、業務の実施計画等について、プレゼンテーションを行うこと。

（ア）日 時 令和6年7月29日（月） ※開始時刻は別途通知

（イ）場 所 計画調整局 第1会議室（大阪市役所本庁舎）

（ウ）説明時間 1者あたりの時間は応募数により調整し、別途通知

### ⑥審査

提出書類及びプレゼンテーションをもとに、業務実施体制、業務実施計画、全体的な実施方針に対する提案（選定基準参照）を審査し、合計点が最も高い1者を選定する。合計点が同じ提案者が複数いた場合は、特定テーマ及び全体的な実施方針（小計60点）の点数が最も高い1者を選定する。ただし、審査の結果、すべての提案が要求水準である合計点数60点以上を満たさない場合は理由を明らかにし、委託事業者を選定しないことができる。

### ⑦失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

（ア）選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

（イ）他の参加者と提案の内容またはその意思について相談を行うこと

（ウ）事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して提案の内容を意図的に開示すること

（エ）提出書類に虚偽の記載を行うこと

（オ）その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

### ⑧結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

## （4）本公募に関する質問等について

### ①質問について

#### （ア）提出期間

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項について

令和6年6月24日（月）～7月1日（月） 午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

- ・提案書に関する事項について

令和6年7月9日（火）～7月17日（水） 午後5時30分（必着）

（本庁開庁日 午前9時～午後5時30分（午後0時15分～午後1時を除く））

#### （イ）提出方法

- ・書面、FAXまたはメールにより提出すること。メールによる提出の場合、件名「質問：令和6年度京橋駅周辺のまちづくり検討調査業務委託」とし、FAXかメールにて提出した際には

電話にて担当まで着信確認を行うこと。

(ウ) 受付場所

場所：大阪市役所 本庁舎 7階 計画調整局開発調整部開発計画課

〒530-8201 大阪市北区中之島 1丁目 3番 20号

電話番号：06-6208-7894

FAX番号：06-6231-3751

メールアドレス：[ea0009@city.osaka.lg.jp](mailto:ea0009@city.osaka.lg.jp)

②回答について

- ・参加申請書及び参加資格審査資料に関する事項についての回答は、令和6年7月2日(火)に大阪市ホームページに掲載する。

掲載ページ：「産業・ビジネス」 > 「入札契約情報」 >

「業務委託入札等情報（測量・建設コンサルタント等含む）」 >

「プロポーザル方式等発注案件」 >

「計画調整局 プロポーザル方式等発注案件」

- ・提案書に関する事項についての回答は、令和6年7月22日(月)に本市から提案書の提出を依頼したすべての者に、参加申請書「3 提出書類に関する連絡先」記載の E-mail アドレス宛て送信する。

## 8 その他の留意事項

- (1) 参加申請書等及び提案書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) メール・FAXによる提出書類の受付は行わない。
- (3) 参加申請書及び参加資格審査資料提出期間に参加申請者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受注者選定手続きを中止する。なお、1者のみの参加申請となった場合は受注者選定手続きを行うものとする。
- (4) 参加申請書を提出した者のうち、提案書の提出者として選定されなかった者は、通知した日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
  - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
  - <時 間> 午前9時～午後5時30分まで（午後0時15分～午後1時を除く）
- (5) 提案書の提出期間に提案者が現れなかった場合は、当該プロポーザル方式による受託者選定手続きを中止する。なお、1者のみの提案となった場合は受託者選定手続きを行うものとする。
- (6) 評価結果及び選定結果は、決定後速やかに本市ホームページに掲載し、選定されなかった者には、選定されなかった旨及び理由を通知する。この通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、書面（様式自由、A4判とする）にて非選定理由についての説明を求めることができる。ただし、説明請求書面を下記まで持参するものとする。
  - <場 所> 参加申請書及び参加資格審査資料提出場所に同じ
  - <時 間> 午前9時～午後5時30分まで  
(午後0時15分～午後1時を除く)

(7) (4) 及び (6) の申出に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に、下記にて書面により行う。

＜場 所＞ 参加申請書等提出場所に同じ

(8) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は返却しない。また、提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本プロポーザル方式による受託者の選定以外の目的には使用しない。

(9) 日程を変更する場合はその都度連絡する。

(10) 提出された参加申請書及び参加資格審査資料、提案書等は、本市情報公開請求の対象となる。

(11) 期限後の提出、差し替え等は認めない。

(12) 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(13) 審査結果の通知後、契約締結までに提案書を提出した者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

■選定基準

評価項目		評価の着眼点		配点
業務実施体制	実施体制の的確性	予定スタッフの動員計画・実施体制		10
	業務責任者	同種又は類似業務の実績内容		5
		専任性(他業務との兼務状況)		5
業務実施計画	業務の理解度	目的、検討内容等の理解度		10
	実施手順	実施手順の妥当性		5
		工程計画の妥当性		5
	実施のポイント (特定テーマ)	特定 テーマ1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選定事例の妥当性</li> <li>・京橋に適用するにあたっての事例の特徴の具体性</li> </ul>	30
		特定 テーマ2	アーバン・プロムナードの整備にむけた検討をする際の検討項目及び検討手順の具体性・実現性	20
全体的な実施方針		当該業務に係る提案が優れたものであり、かつ実施手法が効果的であるかどうかを全体的に評価する		10
合 計				100

# 範囲図とアーバンプロムナードについて

(令和6年1月24日 第1回京橋駅周辺地域部会資料より抜粋・加筆)

## ○まちの骨格(4つのプロムナード) (イメージ)

プロムナード名	めざすべき骨格
アーバン	まちの玄関口から広幅員の道路につながる交通・賑わい動線。新モビリティ等の多様な交通体験を展開
セントラル	京橋、OBP、大阪城公園の回遊性を促進し、観光・ビジネス・商業が融合した賑わいの動線
グリーン	大阪城公園・寝屋川のみずとみどりを体感できる心地よい動線
クロス	京橋駅周辺の東西をつなぐ賑わいと交流の動線

本検討におけるアーバン・プロムナードの  
範囲イメージ  
(都市計画道路：玉造筋線の一部)

### 凡例

-  結節点
-  車両の主動線
-  歩行者の主動線
-  まちの骨格となる歩行者動線
-  京橋駅周辺エリア  
(ゲートウェイ機能・交流機能等)
-  都心居住エリア
-  OBPエリア  
(ビジネス・文化・イノベーション等)
-  大阪城東部エリア  
(大学・イノベーション等)
-  大阪城公園エリア  
(観光・レクリエーション)

### イメージ

本検討の範囲は  
イメージの範囲



# 1 上位計画による位置づけ

## 1 都市再生緊急整備地域（大阪城公園周辺地域）

大阪城公園の玄関口としても魅力ある複合的な国際拠点的形成

## 2 大阪のまちづくりグランドデザイン（令和4年12月策定 大阪府・大阪市・堺市）

戦略01 成長・発展をけん引する拠点エリアを形成

【大阪城・周辺エリア〈観光・文化・学術・産業の融合エリア〉】

国際観光拠点でもあるみどり豊かな大阪城公園を中心に、にぎわいの創出や回遊性の向上を図るとともに、大阪公立大学を先導役とした多世代・多様な人が集い交流する国際色あるまちづくりや、駅周辺における魅力ある複合的な国際拠点の形成を推進し、観光・文化・学術・産業の融合エリアの形成をめざしている。

【大阪城公園周辺地域】



【大阪城・周辺エリア】



# 3 立地特性

## ①大阪第4のターミナル・大阪のヒガシの玄関口

・JR(大阪環状線、片町線東西線)、京阪本線、大阪メトロの3駅4路線が乗り入れる大阪ヒガシの玄関口・交通結節点

## ②関西広域のハブ機能

・国際観光拠点「大阪城公園」に隣接し、関西の主要拠点(京都・奈良・神戸)につながり、関西のゲートウェイ「関西国際空港」、大阪都心部の拠点(梅田・中之島・天王寺)と直結

## ③商業・ビジネス・観光・教育研究・イノベーションなど多様な機能が融合するまち

・商業機能、NTT西やOBP等のビジネス機能の集積、大阪城公園の国際観光拠点機能、大阪公立大学の開設による教育研究・イノベーション施設など、多様な機能が融合したまちを形成  
・多様な機能の連携により新たな交流やビジネス・イノベーション創出の可能性

# 4 京橋駅周辺の特徴(2つの拠点性)

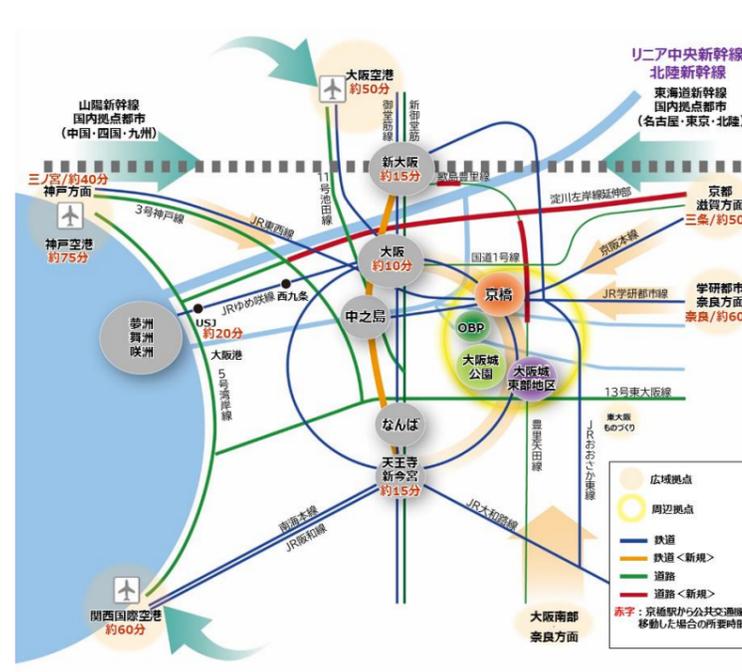
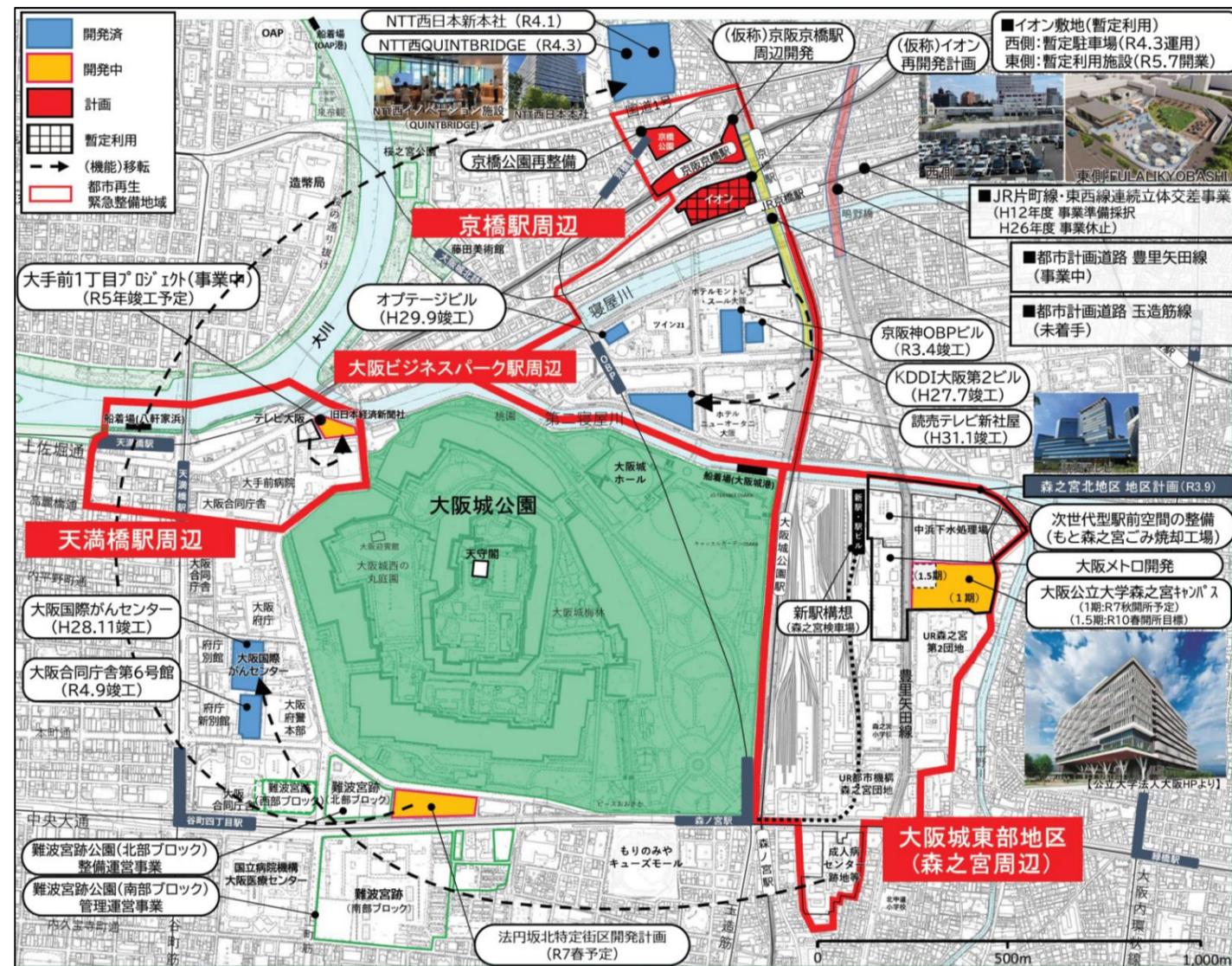
## ①広域拠点とつながる拠点

関西の主要拠点(京都、神戸、奈良)や学術・研究拠点(けいはんな学研都市等)、広域交通拠点(新大阪、関西国際空港・大阪国際空港等)とつながる拠点。

## ②周辺拠点とつながる拠点

ICT企業が集積する「OBP」、国際観光拠点「大阪城公園」、都市シンクタンク機能・技術インキュベーション機能の拠点となる「大阪公立大学(大阪城東部地区)」などの特徴ある周辺拠点とつながる拠点。

# 2 大阪城公園周辺エリアの状況



広域拠点、周辺拠点とのつながり



京橋駅周辺

